

2 令和5年度社会福祉法人等指導監査について

2 令和5年度社会福祉法人等指導監査について

- (1) 令和5年度社会福祉法人等指導監査の方針
- ・ここでは、三重県福祉監査課が実施する社会福祉法人等指導監査についてご説明します。
 - ・市所轄法人の「法人監査」については、各市からの指導等に従って、ご対応ください。

2 令和5年度社会福祉法人等指導監査について

(1) 令和5年度社会福祉法人等指導監査の方針 ア 指導監査実施方針（重点項目）について

- ・法人運営関係
- ・施設整備関係
- ・施設等運営関係

...計算書類及び財産目録に計上している資産は実在しているか。

...職員の処遇改善を図っているか。

- ・施設利用者等の処遇
- ・安全対策

...事業継続計画（BCP）を策定しているか。

...バス送迎等の安全確保は徹底されているか。

2-(1)令和5年度社会福祉法人等指導監査の方針

イ 指導監査実施要綱について

○社会福祉法人等に対する指導監査等の種類

区分	周期	備考
社会福祉法人指導監査	原則として3年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・法人監査は国のガイドラインに沿って実施。
社会福祉施設指導監査	老人福祉施設...原則として3年に1回 障害者支援施設等...原則として2年に1回 児童福祉施設...原則として毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・施設監査は条例で定める設置基準（最低基準）について確認。 ・原則として、指導監査の1か月前に通知
参考 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく 運営・実地指導	原則として6年又は3年に1回 （加えて、例年集団指導を実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準に定めるサービスの取扱い、報酬の請求等について確認。 ・原則として、指導監査の1か月前に通知

2-(1)令和5年度社会福祉法人等指導監査の方針

ウ 三重県社会福祉施設指導監査における取組について

- ・ICT（オンライン）の活用
...Zoomによる聴き取り、又はこれと実地監査との併用による効率的な指導監査を実施

2-(1)-2 その他

ア 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく集団指導及び運営・実地指導について

- ・ 集団指導

- ...令和5年5月以降に動画を三重県ホームページに掲載する予定です。

- ・ 運営・実地指導

- ...該当事業者には、実施日の概ね1か月前までにご連絡します。

実施にあたってはメールか郵送で随時お知らせいたしますが、三重県福祉監査課のホームページに、実施方針や要綱等を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

2(2)社会福祉法人指導監査 における指摘事項について

2(2)社会福祉法人指導監査における指摘事項について

- ・ここでは、三重県及び各市が実施した社会福祉法人指導監査における指摘事項のうち、特に
お伝えしたい指摘事項の事例とその留意点をご説明します。

2(2) 社会福祉法人指導監査における指摘事項について

【法人運営】

評議員、理事及び監事の選任にあたり、社会福祉法第40条第1項に定める欠格事由に該当しないことを確認する際は、その選任時において定められている欠格事由について確認をすること。

評議員会に提出する監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ること。

2(2)社会福祉法人指導監査における指摘事項について

【会計経理】

令和3会計年度関係分以降、計算書類に注記すべき事項として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」（ただし、法人全体で記載する注記）が必須項目となったことから、該当がある場合はその旨及び概要を、該当がない場合であっても、その旨を記載すること。また、経理規程第 条（注記事項）において、注記事項「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」について追加して規定すること。

計算書類及びその附属明細書について、国通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」に基づき記載すること。

契約事務について、国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び貴法人の経理規程に基づき適切に行うこと。

【法人運営】

評議員、理事及び監事の選任にあたり、社会福祉法第40条第1項に定める欠格事由に該当しないことを確認する際は、その選任時において定められている欠格事由について確認をすること。

（根拠法令等：社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項 / 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」の「法人運営」の3（1）2、4（3）1及び5（2）2）

評議員、理事及び監事の選任にあたり、社会福祉法第40条第1項に定める欠格事由に該当しないことを確認する際は、その選任時において定められている欠格事由について確認をすること。

- ・「成年被後見人又は被保佐人」 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」
(社会福祉法第40条第1項第2号)
- ・「暴力団員又は反社会的勢力の者」 「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」
(社会福祉法第40条第1項第6号)
令和4年4月1日から適用

評議員、理事及び監事の選任にあたり、社会福祉法第40条第1項に定める欠格事由に該当しないことを確認する際は、その選任時において定められている欠格事由について確認をすること。

最新の「欠格事由に該当しないことの申立書」は社会福祉法人認可申請ハンドブックp75～p77にて、様式例を掲載していますので、参考にしてください。

（上記に併せて、「親族等の特殊の関係がある者に関する申立書」も選任時の確認としてご活用ください（社会福祉法人認可申請ハンドブックp78～p83）。）

【法人運営】

評議員会に提出する監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ること。

（根拠法令等：社会福祉法第43条第3項によって準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項）

【法人運営】

評議員会に提出する監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ること。

以下の監事の過半数の同意を得ていたことを証するための書類として残すよう、ご留意ください。

各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）

なお、「監事選任に係る監事同意書」は、社会福祉法人認可申請ハンドブックp17の様式例を参考にしてください。

【会計経理】

令和3会計年度関係分以降、計算書類に注記すべき事項として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」（ただし、法人全体で記載する注記）が必須項目となったことから、該当がある場合はその旨及び概要を、該当がない場合であっても、その旨を記載すること。また、経理規程第 条（注記事項）において、注記事項「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」について追加して規定すること。

（根拠法令等：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）第29条 / 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」25 / 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（別紙）「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」25の（2））

【会計経理】

令和3会計年度関係分以降、計算書類に注記すべき事項として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」（ただし、法人全体で記載する注記）が必須項目となったことから、該当がある場合はその旨及び概要を、該当がない場合であっても、その旨を記載すること。また、経理規程第 条（注記事項）において、注記事項「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」について追加して規定すること。

社会福祉法人会計基準第29条

計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一～十四 （略）

十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

十六 （略）

【会計経理】

令和3会計年度関係分以降、計算書類に注記すべき事項として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」（ただし、法人全体で記載する注記）が必須項目となったことから、該当がある場合はその旨及び概要を、該当がない場合であっても、その旨を記載すること。また、経理規程第 条（注記事項）において、注記事項「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」について追加して規定すること。

経理規程において、注記事項「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」について追加して規定していない場合は、速やかに改訂するようにしてください。

【会計経理】

計算書類に対する注記、附属明細書及び財産目録について、国通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」に基づき記載すること。

（根拠法令等：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」25から27）

計算書類に対する注記、附属明細書及び財産目録を作成される際は、当該国通知をご確認のうえ、作成するようにしてください。

【会計経理】

契約事務について、国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び貴法人の経理規程に基づき適切に行うこと。

（根拠法令等：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等連名通知）「1 入札契約関係について」）

【会計経理】

契約事務について、国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び貴法人の経理規程に基づき適切に行うこと。

具体的な指摘例

- ・ 契約をする場合には、入札及び見積合わせ前に予め契約しようとする事項の予定価格を設定すること。
- ・ 価格による随意契約（国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の「1 入札契約関係について」（3）アの契約）とする場合は、経理規程に基づき所定の数の業者から見積もりを徴すること。
- ・ 指名競争入札又は随意契約とする場合は、経理規程に定める合理的理由を整理のうえ執行すること。

【会計経理】

契約事務について、国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び貴法人の経理規程に基づき適切に行うこと。

具体的な指摘例

- ・ 経理規程に基づき、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成すること（経理規程に規定する、契約書の作成を省略することができる場合を除く）。
- ・ 経理規程に基づき、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴すること。

【会計経理】

契約事務について、国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び貴法人の経理規程に基づき適切に行うこと。

契約事務について、適切に執行されていないケースが指導監査においていくつか見受けられております。

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となるためにも、国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び貴法人の経理規程等に基づき、適切に契約事務を行っていただきますよう、宜しく申し上げます。